

中小企業の設備投資を支援します

～ 設備投資に伴う固定資産税の特例等 ～

生産性の向上につながる新たに取得した設備の固定資産税が

「軽減」 されます！！

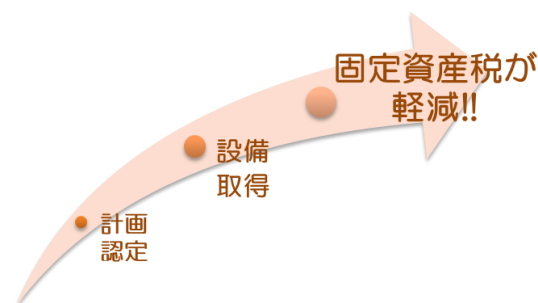


固定資産税の特例

対 象 者	「先端設備等導入計画」の認定を受けた次のいずれかを満たす者 (大企業の子会社を除く) ・資本金もしくは出資金額が 1 億円以下の法人 ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人 ・常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人										
対 象 設 備	投資利益率が年平均 5 % 以上となる投資計画に記載された次の設備 <table><tr><th>設備の種類</th><th>最低価額（1 台 1 基又は一の取得価額）</th></tr><tr><td>機械装置</td><td>1 6 0 万円以上</td></tr><tr><td>工具</td><td>3 0 万円以上</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>3 0 万円以上</td></tr><tr><td>建物附属設備</td><td>6 0 万円以上</td></tr></table>	設備の種類	最低価額（1 台 1 基又は一の取得価額）	機械装置	1 6 0 万円以上	工具	3 0 万円以上	器具備品	3 0 万円以上	建物附属設備	6 0 万円以上
設備の種類	最低価額（1 台 1 基又は一の取得価額）										
機械装置	1 6 0 万円以上										
工具	3 0 万円以上										
器具備品	3 0 万円以上										
建物附属設備	6 0 万円以上										
その他の要件	・中古資産は対象外 ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること										
適 用 期 間	令和 7 年 3 月 31 日までに取得										
特例率・軽減期間	①賃上げ表明無し： 1 / 2 に軽減、3 年間 ②賃上げ表明有り： 1 / 3 に軽減 ・令和 6 年 3 月 31 日までに取得： 5 年間 ・令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月 31 日までに取得： 4 年間										

特例を受けるためには

市の導入促進基本計画に基づき「先端設備等導入計画」を策定し、市から認定を受ける必要があります。（認定後に取得することが必須です）

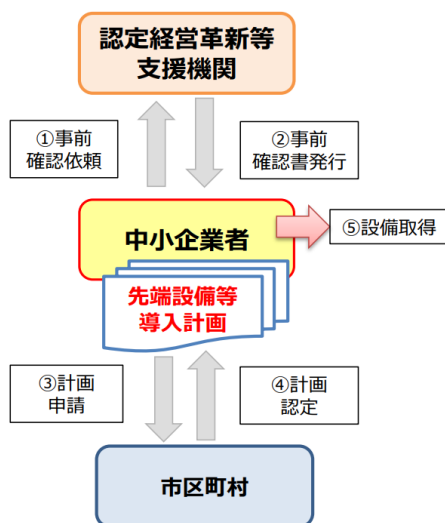


先端設備等導入計画の策定

要件

計 画 期 間	3年間、4年間、5年間のいずれか																															
労 働 生 産 性	計画期間において基準年度比で年平均3%以上向上すること 【算定式】 (営業利益＋人件費＋減価償却費) 労働投入量（労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）																															
先端設備の種類	生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 ①機械装置 ②測定工具及び検査工具 ③器具備品 ④建物附属設備 ⑤ソフトウェア ※⑤は固定資産税特例の対象外																															
中 小 企 業 者	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">業 種 分 類</th><th colspan="2">中 小 企 業 等 経 営 強 化 法 第 2 条 第 1 項 の 定 義</th></tr><tr><th>資本金の額又は 出資の総額</th><th>又は 常時使用する 従業員の数</th></tr><tr><td rowspan="6">政 令 指 定 業 種</td><td>製造業その他*</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>1億円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>小売業</td><td>5千万円以下</td><td>50人以下</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>5千万円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>ゴム製品製造業**</td><td>3億円以下</td><td>900人以下</td></tr><tr><td>ソフトウェア業又は 情報処理サービス業</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td></tr><tr><td></td><td>旅館業</td><td>5千万円以下</td><td>200人以下</td></tr></table> 〔金額、従業員数いずれかの条件を満たすこと〕 *「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。 **自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。			業 種 分 類		中 小 企 業 等 経 営 強 化 法 第 2 条 第 1 項 の 定 義		資本金の額又は 出資の総額	又は 常時使用する 従業員の数	政 令 指 定 業 種	製造業その他*	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	ゴム製品製造業**	3億円以下	900人以下	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下		旅館業	5千万円以下	200人以下
業 種 分 類		中 小 企 業 等 経 営 強 化 法 第 2 条 第 1 項 の 定 義																														
		資本金の額又は 出資の総額	又は 常時使用する 従業員の数																													
政 令 指 定 業 種	製造業その他*	3億円以下	300人以下																													
	卸売業	1億円以下	100人以下																													
	小売業	5千万円以下	50人以下																													
	サービス業	5千万円以下	100人以下																													
	ゴム製品製造業**	3億円以下	900人以下																													
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																													
	旅館業	5千万円以下	200人以下																													

認定の流れ



※固定資産税特例を活用する場合は、投資計画についても、
①事前確認依頼と②事前確認書発行が必要です。

申請方法

申請書類

- ・先端設備等導入計画に係る認定申請書
- ・認定経営革新等支援機関による先端設備等導入計画に関する事前確認書
【固定資産税特例を活用する場合は次の書類も提出】
- ・先端設備等に係る投資計画に関する確認書
※賃上げ方針を表明し、1/3に軽減される措置を受けたい場合
- ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

申請先

下記問い合わせ先まで郵送か持参
(平日 8 時 45 分～17 時 15 分)

認定までの期間

およそ 2 週間

その他活用できる支援

金融支援

民間金融機関から融資を受ける際、普通保険等とは別枠での追加保証が受けられます。

【問い合わせ先】

江別市経済部企業立地推進室企業立地課

電話 011 (381) 1087

制度詳細 (市 HP) <http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/kigyouricchi/57894.html>